

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
34	<p>広島県</p> <p>平成17年12月</p>	<p><a href="http://www.pref.hiroshima.lg.jp/hec/hidsc/kansen.wadai/zyouhou/pdf/inf_koudoukeikaku.pdf">http://www.pref.hiroshima.lg.jp/hec/hidsc/kansen.wadai/zyouhou/pdf/inf_koudoukeikaku.pdf</a></p> <p>状況D(海外での相談に対応するため、必要に応じて相談窓口を設置する。)</p> <p>状況E(国内での少数、限局的な新型コロナウイルス発生時)＝県庁の対応、県及び保健所は、県民や医療機関からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。保健所の対応:相談窓口を設置し、県民に対する情報提供及び注意喚起に つとめ正確かつ積極的な情報提供を迅速に行う。</p> <p>状況F(新型コロナウイルス大規模発生時)＝保健所は、新型コロナウイルス発 生動向を注視するとともに相談体制(別記)を強化する。</p> <p>【別記】</p> <p>福祉保健部保健医療総室保健対策室 082-512-3068(内3068)</p> <p>広島地域保健所保健課 0829-32-1181(内2411)</p> <p>広島地域保健所海田分室保健課 082-822-5114(内3351)</p> <p>呉地域保健所保健課 0823-22-5400(内2412)</p> <p>芸北地域保健所保健課 082-814-3181(内331)</p> <p>東広島地域保健所保健課 082-422-6911(内2414)</p> <p>尾三地域保健所保健課 0848-64-2322(内2411)</p> <p>福山地域保健所保健課 084-921-1311(内2412)</p> <p>備北地域保健所保健課 0824-63-5181(内3341)</p>	<p><a href="http://www.pref.hiroshima.lg.jp/hec/hidsc/kansen.wadai/zyouhou/shingata_inf.html">http://www.pref.hiroshima.lg.jp/hec/hidsc/kansen.wadai/zyouhou/shingata_inf.html</a></p> <p>広島県感染症情報センター</p> <p>○広島県立総合技術研究所保健環境センター</p> <p>広島県感染症情報センター</p> <p>hkcscoumu@pref.hiroshima.lg.jp</p> <p>○健康福祉局保健医療部 健康対策課</p> <p>futaisaku@pref.hiroshima.lg.jp</p> <p>〔新型コロナウイルス情報〕2007.3.20</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス対策行動計画」</li> <li>・これまでの新型コロナウイルスと鳥インフルエンザ</li> <li>・関連情報</li> </ul> <p>インフルエンザ(H5N1)流行地域からの帰国された方へ (PDF版)</p> <p>新型コロナウイルスウィルスはこうして出現する (当サイト)</p> <p>広島県新型コロナウイルス対策行動計画 (PDF版)</p> <p>新型コロナウイルス対策関連情報 (厚生労働省)</p> <p>新型コロナウイルスに関するQ&amp;A (厚生労働省)</p> <p><a href="http://www.pref.hiroshima.lg.jp/hec/hidsc/kansen.wadai/zyouhou/pdf/infh5n1.pdf">http://www.pref.hiroshima.lg.jp/hec/hidsc/kansen.wadai/zyouhou/pdf/infh5n1.pdf</a></p> <p>インフルエンザ(H5N1)流行地域からの帰国された方へ (PDF版)リーフレット2頁</p> <p>保健所等連絡先</p> <p>広島地域保健所 0829-32-1181)、広島地域保健所海田分室(082-822-5114)、呉地域保 健所(0823-22-5400)、芸北地域保健所(082-814-3181)、東広島地域保健所(082-422- 6911)、尾三地域保健所(0848-64-2322)、福山地域保健所(084-921-1311)、備北地域保 健所(0824-63-5181)、広島市中保健センター(082-504-2528)、広島市東保健センタ ー(082-588-7729)、広島市南保健センター(082-250-4108)、広島市西保健センター(082- 294-6235)、広島市安佐南保健センター(082-831-4942)、広島市安佐北保健センタ ー(082-819-0586)、広島市安芸保健センター(082-821-2808)、広島市佐伯保健センタ ー(082-943-9731)</p> <p>広島市社会局保健医療課(082-504-2622、夜間・休日082-245-2111)</p> <p>福山市保健所(084-928-1127、夜間・休日084-921-2130)</p> <p>呉市保健所(0823-25-3525、夜間・休日0823-25-3590)</p> <p>広島県保健対策室(082-513-3068、夜間・休日082-228-2111)</p>

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
35	山口県 2版、平成18年7月	<p> <a href="http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/ivoho/page5/newwinfu/influkeikaku_5.html">http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/ivoho/page5/newwinfu/influkeikaku_5.html</a>  <a href="http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/ivoho/page5/newwinfu/influkeikaku_6.html">http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/ivoho/page5/newwinfu/influkeikaku_6.html</a>  <a href="http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/ivoho/page5/newwinfu/influkeikaku_6-2.html">http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/ivoho/page5/newwinfu/influkeikaku_6-2.html</a>  <a href="http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/ivoho/page5/newwinfu/influkeikaku_7.html">http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/ivoho/page5/newwinfu/influkeikaku_7.html</a> </p> <p>                     レベルA(国外・国内非発生：準備期)＝住民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁又は健康福祉センター(保健所)に設置し、適切な情報提供ができるようにする。(健康増進課)                 </p> <p>                     レベルB1(指定感染症期)＝県民からの問い合わせに対し、適切な情報提供ができるよう、体制の充実・強化を図る(健康増進課)。Q&amp;Aの配布等(医務保険課、健康増進課)                 </p> <p>                     レベルB2(指定感染症期)＝[相談窓口の充実] 県民からの問い合わせに対し、適切な情報提供ができるよう、体制の充実・強化を図る(健康増進課)。市町村に相談窓口の設置を要請する(健康増進課)。医師会等との連携の下に、医療機関における相談窓口の設置を要請する。Q&amp;Aの配布等(医務保険課、健康増進課)                 </p> <p>                     レベルC(小流行期)＝[相談窓口の充実] 県民からの問い合わせに対し、適切な情報提供ができるよう、体制の充実・強化を図る(健康増進課)。市町及び医療機関における相談窓口への情報提供を強化する。(医務保険課、健康増進課) 診断・治療ガイドライン、Q&amp;Aの配布等を行う。                 </p>	<p>HP・リーフレット等による掲載</p> <p><a href="http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/ivoho/page5-1.html">http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/ivoho/page5-1.html</a></p> <p>インフルエンザについて 山口県感染症情報センターホームページの管理は、山口県環境保健センター保健科学部が担当しています。 〒753-0821 山口市森2-5-67 TEL 083-922-7630(代表)、FAX 083-922-7632 感染症に関するお問い合わせ、ご相談等につきましては、最寄りの保健所(健康福祉センター)または県健康増進課へお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ情報</li> <li>・新型コロナウイルス情報</li> <li>・新型コロナウイルスについて</li> <li>・新型コロナウイルスQ&amp;A</li> <li>・山口県新型コロナウイルス対策行動計画</li> <li>・相談窓口</li> <li>・関係リンク集</li> </ul> <p>                     文部科学省における新型コロナウイルス対策について(文部科学省)                      新型コロナウイルス対策関連情報(厚生労働省)                      インフルエンザ(国立感染症研究所 感染症情報センター)                      高病原性鳥インフルエンザ(国立感染症研究所 感染症情報センター)                      山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル(山口県畜産振興課)                      外務省が提供する感染症(SARS・鳥インフルエンザ等)関連情報について                 </p>

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画[相談窓口の設置]	HP・リーフレット等による掲載
35	山口県	<p><a href="http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/iyoho/page5/newinflu/influkeikaku_10.htm">http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/iyoho/page5/newinflu/influkeikaku_10.htm</a></p> <p>行動計画第2版(相談窓口の一覧)</p> <p>岩国健康福祉センター(岩国環境保健所) 〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1 0827-29-1521 FAX0827-29-1592 a13214@pref.yamaguchi.lg.jp</p> <p>柳井健康福祉センター(柳井環境保健所) 〒742-0032 柳井市古開作中東条658-1 0820-22-3631 FAX0820-22-7286 a13216@pref.yamaguchi.lg.jp</p> <p>周南健康福祉センター(周南環境保健所) 〒745-0004 周南市毛利町2丁目38 0834-33-6423 FAX0834-33-6510 a13217@pref.yamaguchi.lg.jp</p> <p>防府健康福祉センター(防府環境保健所) 〒747-0801 防府市駅南町14-28 0835-22-3740 FAX0835-22-0962 a13218@pref.yamaguchi.lg.jp</p> <p>山口健康福祉センター(山口環境保健所) 〒753-8588 山口市吉敷3325-1 083-934-2533 FAX083-934-2527 a13219@pref.yamaguchi.lg.jp</p> <p>宇部健康福祉センター(宇部環境保健所) 〒755-0031 宇部市常盤町2丁目3-28 0836-31-3200 FAX0836-34-4121 a13220@pref.yamaguchi.lg.jp</p> <p>長門健康福祉センター(長門環境保健所) 〒759-4101 長門市東深川1344-1 0837-22-2811 FAX0837-22-6363 a13225@pref.yamaguchi.lg.jp</p> <p>萩健康福祉センター(萩環境保健所) 〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1 0838-25-2663 FAX0838-26-0691 a13226@pref.yamaguchi.lg.jp</p> <p>下関市立下関保健所 〒750-0006 下関市南部町1-6 0832-31-1530 FAX0832-35-3801 hkhokeny@city.shimonoseki.yamaguchi.jp</p> <p>山口県健康福祉部健康増進課 〒753-8501 山口市滝町1-1 083-933-2956 FAX083-933-2969 a15200@pref.yamaguchi.lg.jp</p>	<p><a href="http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/iyoho/page5-1/pages5-1-3.html">http://kanpoken.pref.yamaguchi.lg.jp/iyoho/page5-1/pages5-1-3.html</a></p> <p>相談窓口</p> <p>岩国健康福祉センター 健康増進課 岩国市三笠町1丁目1-1 0827-29-1519 柳井健康福祉センター 健康増進課 柳井市古開作中東条658-1 0820-22-3631 周南健康福祉センター 健康増進課 周南市毛利町2-38 0834-33-6423 防府健康福祉センター 健康増進課 防府市駅南町14-28 0835-22-3740 山口健康福祉センター 健康増進課 山口市吉敷3325-1 083-934-2533 宇部健康福祉センター 健康増進課 宇部市常盤町2丁目3-28 0836-31-3200 長門健康福祉センター 健康増進課 長門市東深川1344-1 0837-22-2811 萩健康福祉センター 健康増進課 萩市江向河添沖田531-1 0838-25-2663 下関市立下関保健所 保健予防課 下関市南部町1-6 0832-31-1530</p>

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画(相談窓口の設置)	HP・リーフレット等による掲載
36	<p>平成17年12月</p> <p>徳島県</p>	<p><a href="http://www1.pref.tokushima.jp/001/01/kikikanri/pandemic.flu/plan.pdf">http://www1.pref.tokushima.jp/001/01/kikikanri/pandemic.flu/plan.pdf</a></p> <p>新型インフルエンザに関し県民等からの相談及び問い合わせの窓口を次のとおり設置する。</p> <p>設置日平成17年12月22日(木)から開設時間平日9:00～17:00 ただし、危機管理対策本部を設置後は、相談時間を延長する。</p> <p>〔相談窓口の設置〕新型インフルエンザに関すること</p> <p>保健福祉部健康増進課感染症・疾病対策室 088(621)2224</p> <p>徳島保健所 088(652)5151</p> <p>吉野川保健所 0883(24)1114</p> <p>南部総合県民局阿南保健所 0884(22)0072</p> <p>美波保健所0884(74)7343</p> <p>西部総合県民局美馬保健所 0883(52)1017</p> <p>三好保健所0883(72)1122</p> <p><a href="http://www1.pref.tokushima.jp/001/01/kikikanri/pandemic.flu/man.pdf">http://www1.pref.tokushima.jp/001/01/kikikanri/pandemic.flu/man.pdf</a></p> <p>徳島県新型インフルエンザ対応マニュアルVer.060131</p> <p>保健福祉部等における相談体制＝保健福祉部等では、新型インフルエンザに関し、県民等からの相談及び問い合わせに対応する窓口を次のとおり設置し、運営する。平日9:00～17:00 ただし、危機管理対策本部を設置後は、相談時間を延長する。</p> <p>〔保健福祉部〕健康増進課088-621-2228 FAX088-621-2841、徳島保健所088-652-5151 FAX088-652-9334、鴨島保健所0883-24-1114 FAX0883-22-1760、穴吹保健所0883-52-1017FAX 0883-53-9446、池田保健所0883-72-1122 FAX0883-72-6884</p> <p>〔南部総合県民局〕阿南保健所0884-22-0072FAX 0884-22-6404、日和佐保健所0884-74-7376 FAX0884-74-7349</p> <p>休日・夜間対応窓口＝保健福祉部健康増進課090-2782-0009</p>	<p><a href="http://www.pref.tokushima.jp/Generaladmin.nsf/Topics/3C0F768EEF27199949257273007E286C?opendocument">http://www.pref.tokushima.jp/Generaladmin.nsf/Topics/3C0F768EEF27199949257273007E286C?opendocument</a></p> <p>新型インフルエンザについて 2008年4月28日 危機管理局 危機管理政策課 危機管理担当 電話:088-621-2713 E-Mail:kikikanri@saisakuka@pref.tokushima.lg.jp</p> <p>・新型インフルエンザ対策の状況 ・徳島県の取組 新型インフルエンザ・高病原性鳥インフルエンザを発生させない、持ち込ませない ・新型インフルエンザに感染しないために＝「手洗い」「うがい」「マスクの着用」を励行しよう。 現在の徳島県の状況＝現在、県内では、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザは確認されていません。県内では高病原性鳥インフルエンザも発生していません。</p>

都道府県における相談窓口

	制定	行動計画(相談窓口の設置)	HP・リーフレット等による掲載
37	香川県 平成18年1月	<p><a href="http://www.pref.kagawa.jp/yakumukansen/singatakehaku.pdf">http://www.pref.kagawa.jp/yakumukansen/singatakehaku.pdf</a></p> <p>フェーズV＝電話相談窓口設置 フェーズVI(県内発生)＝電話相談窓口設置(専用窓口設置) フェーズVII(県内流行)＝電話相談窓口設置(専用窓口設置)</p>	<p><a href="http://www.pref.kagawa.jp/yakumukansen/mado/index.html">http://www.pref.kagawa.jp/yakumukansen/mado/index.html</a></p> <p>【感染症相談窓口】 小豆総合事務所保健対策課 0879-62-1373 東讃保健福祉事務所保健対策課 087-831-1531 中讃保健福祉事務所保健対策課 0877-24-9962 西讃保健福祉事務所保健対策課 0875-25-2052 高松市保健所感染症対策室 087-839-2870 香川県業務感染症対策課 087-832-3303</p>
38	愛媛県 平成17年12月	<p><a href="http://www.pref.ehime.jp/040hokenhukushi/030healthpro/00007437051129/ho-nbun2.pdf">http://www.pref.ehime.jp/040hokenhukushi/030healthpro/00007437051129/ho-nbun2.pdf</a></p> <p>海外発生期＝[相談窓口の設置]各保健所に県民からの相談に応じる電話相談窓口(平日昼間)を設置する。※P15の新型インフルエンザ出現後の電話相談窓口を参照のこと。 国内発生期＝[相談窓口の設置]各保健所に県民からの相談に応じる電話相談窓口(毎日24時間)を継続する。 県内流行期＝[相談窓口の設置]各保健所に県民からの相談に応じる電話相談窓口(毎日24時間)を継続する。 大規模流行期＝[相談窓口の設置]各保健所に県民からの相談に応じる電話相談窓口(毎日24時間)を継続する。 流行終息期＝[相談窓口]患者発生が減少傾向となっても、知事による「終息宣言」が行われるまでは、各保健所に設置している電話相談窓口(毎日24時間)は継続する。</p>	<p><a href="http://www.pref.ehime.jp/040hokenhukushi/030healthpro/00007437051129/index.html">http://www.pref.ehime.jp/040hokenhukushi/030healthpro/00007437051129/index.html</a></p> <p>新型インフルエンザについて 愛媛県松山市一番町4丁目4-2 愛媛県保健福祉部健康増進課 電話番号(089)912-2402 FAX番号(089)921-5609</p> <p>・新型インフルエンザに関するQ&amp;A ・愛媛県新型インフルエンザ対策行動計画</p> <p>【新型インフルエンザに関する問合せ先】Q&amp;A 四国中央保健所 0896-23-3360 西条保健所 0897-56-1300 今治保健所 0898-23-2500 松山保健所 089-941-1111 八幡浜保健所 0894-22-4111 宇和島保健所 0895-22-5735 松山市保健所 089-911-1815</p>

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載																												
38 愛媛県		<p><a href="http://www.pref.ehime.jp/~040hokenhukushir/030healthpro/00007437051129/honbun1.pdf">http://www.pref.ehime.jp/~040hokenhukushir/030healthpro/00007437051129/honbun1.pdf</a></p> <p>○新型インフルエンザ出現後の電話相談窓口</p> <p>海外発生期(平日昼間) 国内発生期以降 (平日昼間) (夜間・休日)</p> <table border="1"> <tr> <td>四国中央保健所</td> <td>0896-23-3360</td> <td>0896-23-3360</td> <td>090-9770-8583</td> </tr> <tr> <td>西条保健所</td> <td>0897-56-1300</td> <td>0897-56-1300</td> <td>090-9770-8582</td> </tr> <tr> <td>今治保健所</td> <td>0898-23-2500</td> <td>0898-23-2500</td> <td>090-9770-8495</td> </tr> <tr> <td>松山保健所</td> <td>089-941-1111</td> <td>089-941-1111</td> <td>090-9770-8492</td> </tr> <tr> <td>八幡浜保健所</td> <td>0894-22-4111</td> <td>0894-22-4111</td> <td>090-9770-8487</td> </tr> <tr> <td>宇和島保健所</td> <td>0895-22-5735</td> <td>0895-22-5735</td> <td>090-9770-8489</td> </tr> <tr> <td>松山市保健所</td> <td>089-911-1815</td> <td>089-911-1815</td> <td>089-911-1800</td> </tr> </table> <p>※1 夜間・休日の電話相談窓口は、松山市保健所はオンコール体制、その他は携帯電話である。</p> <p>※2 海外発生期においては、入国者の発病に係る連絡・相談に対応するため、県庁健康増進課に24時間体制の窓口(平日昼間:089-912-2402 夜間・休日:090-9770-8483)を設置する。</p> <p>【鳥インフルエンザに関する電話相談窓口】</p> <p>○人の健康管理に関する電話相談</p> <p>四国中央保健所保健課 西条保健所健康増進課 今治保健所健康増進課 松山保健所健康増進課 八幡浜保健所健康増進課 宇和島保健所健康増進課 松山市保健所地域保健課 保健福祉部健康衛生局健康増進課</p>	四国中央保健所	0896-23-3360	0896-23-3360	090-9770-8583	西条保健所	0897-56-1300	0897-56-1300	090-9770-8582	今治保健所	0898-23-2500	0898-23-2500	090-9770-8495	松山保健所	089-941-1111	089-941-1111	090-9770-8492	八幡浜保健所	0894-22-4111	0894-22-4111	090-9770-8487	宇和島保健所	0895-22-5735	0895-22-5735	090-9770-8489	松山市保健所	089-911-1815	089-911-1815	089-911-1800	
四国中央保健所	0896-23-3360	0896-23-3360	090-9770-8583																												
西条保健所	0897-56-1300	0897-56-1300	090-9770-8582																												
今治保健所	0898-23-2500	0898-23-2500	090-9770-8495																												
松山保健所	089-941-1111	089-941-1111	090-9770-8492																												
八幡浜保健所	0894-22-4111	0894-22-4111	090-9770-8487																												
宇和島保健所	0895-22-5735	0895-22-5735	090-9770-8489																												
松山市保健所	089-911-1815	089-911-1815	089-911-1800																												

都道府県における相談窓口

	制定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
39	高知県 平成17年12月	<p>電話相談窓口の設置 フェーズ3B以降は、電話相談窓口を設置し、県民からの相談・問い合わせに 対応する。(健康福祉部) フェーズ4A・4B ・県民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を設置し、適切な情報提 供を行う。(健康福祉部) ・県医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口 を設置する。(健康福祉部) ➢ 診断・治療ガイドライン、Q&amp;Aの配布等 フェーズ5A 〔相談窓口の充実〕 ・パンデミック期に向けて、相談窓口を充実する。(健康福祉部) ・県医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口 を設置する。(健康福祉部)</p>	<p><a href="http://www.pref.kochi.jp/~kenkou/influenza/influenza3.html">http://www.pref.kochi.jp/~kenkou/influenza/influenza3.html</a></p> <p>新型インフルエンザについて 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20 高知県健康づくり課 TEL088-823-9674 FAX088-873-9941 Email:130401@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ発生の原因</li> <li>・ヒトにおける高病原性鳥インフルエンザ発症事例</li> <li>・新型インフルエンザの一般的な予防法</li> <li>・厚生労働省の対策</li> <li>・高知県の対策</li> </ul> <p>「高知県新型インフルエンザ対策行動計画」(第1版・PDF)を策定しました。(H17.12.26)</p>
40	福岡県 平成17年12月  平成20年12月公表	<p>発生後は、現在の状況や適切な行動について速やかに情報提供を行なえる体 制を構築し、また県民からの相談に応じる新型インフルエンザ相談窓口を設 置する。 なお、外国人に対する情報提供のあり方も検討しておく。</p> <p>フェーズ4・5＝本庁及び保健所等に相談窓口を設置し、県民等からの相談に 対応する。 フェーズ4B・4C・5A・5B・5C・6A・6B・6C＝県民からの新型インフルエンザに 対する問い合わせに対応できる窓口を、本庁または保健所に設置し、適切な情報 を提供する。</p> <p><a href="http://www.fukes.pref.fukuoka.jp/~idisc.fukuoka./pandemic_guidelines_fukuoka_guideline.pdf">http://www.fukes.pref.fukuoka.jp/~idisc.fukuoka./pandemic_guidelines_fukuoka_guideline.pdf</a></p> <p>福岡県新型インフルエンザ医療対応ガイドライン ・積極的疫学調査に関するガイドライン ・医療体制に関するガイドライン ・抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン</p>	<p><a href="http://www.fukes.pref.fukuoka.jp/~idisc.fukuoka./pandemic_influenza.html">http://www.fukes.pref.fukuoka.jp/~idisc.fukuoka./pandemic_influenza.html</a></p> <p>福岡県新型インフルエンザ対策関連情報 ・福岡県新型インフルエンザ対応指針(平成17年12月16日公表) ・新型インフルエンザについて 新型インフルエンザに関するQ&amp;A(厚生労働省) インフルエンザ(H5N1)の政令指定について(厚生労働省)</p>

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
41	佐賀県 平成17年12月 2版・平成19年4月 3版：改定作業中	<p><a href="http://www.kansen.pref.saga.jp/kakotopics/kakotopics/singatainflu/koudou_V2.pdf">http://www.kansen.pref.saga.jp/kakotopics/kakotopics/singatainflu/koudou_V2.pdf</a></p> <p>保健福祉事務所における相談体制</p> <p>フェーズ3A＝県（保健福祉事務所、健康増進課）は、県内の保健所・県庁内に おいて適時相談を行い、県民の不安解消に努める。</p> <p>フェーズ4A＝保健福祉事務所における相談体制の確保〔フェーズ3と同じ〕</p> <p>フェーズ4B＝保健所等における相談窓口の充実、県（保健福祉事務所、健康増 進課等）は、専用電話回線の増、相談人員の確保など、相談窓口の充実に努め る。</p> <p>フェーズ5A・5B＝保健福祉事務所等における相談窓口の充実〔フェーズ3と同 じ〕。県民への相談窓口及びテレフォンサービス設置</p> <p>フェーズ6A・6B＝保健福祉事務所等における相談窓口の充実〔フェーズ3と同 じ〕</p>	<p><a href="http://www.pref.saga.lg.jp/web/pandemic-flu.html">http://www.pref.saga.lg.jp/web/pandemic-flu.html</a></p> <p>新型コロナウイルス対策 佐賀県 統括本部 危機管理・広報課 電話0952-25-7008 Fax0952-25-7289 佐賀県 健康福祉本部 健康増進課 電話0952-25-7075 Fax0952-25-7268</p> <p>3つのキーワード＝「あわてない」、「集まらない」、「がんばらない」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事のメッセージ <a href="http://www.pref.saga.lg.jp/web/flu-chijimessage.html">http://www.pref.saga.lg.jp/web/flu-chijimessage.html</a></li> <li>・新型コロナウイルスの基礎知識 <a href="http://www.pref.saga.lg.jp/web/flu-kisochishihiki.html">http://www.pref.saga.lg.jp/web/flu-kisochishihiki.html</a></li> <li>・個人のできる対策 <a href="http://www.pref.saga.lg.jp/web/flu-kojintaisaku.html">http://www.pref.saga.lg.jp/web/flu-kojintaisaku.html</a></li> <li>・佐賀県のQ&amp;A <a href="http://www.pref.saga.lg.jp/web/flu-qa.html">http://www.pref.saga.lg.jp/web/flu-qa.html</a></li> <li>・佐賀県新型コロナウイルス対応行動計画（第3版）</li> </ul>



	制定	行動計画(相談窓口の設置)	HP・リーフレット等による掲載
41	佐賀県 平成21年1月	<p><a href="http://www.pref.saga.lg.jp/web/_23385.html">http://www.pref.saga.lg.jp/web/_23385.html</a></p> <p>佐賀県新型コロナウイルス対応行動計画第3版 平成21年1月</p> <p>〔相談体制の確保〕</p> <p><a href="http://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0021/7076/204_kerminscoudan.pdf">http://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0021/7076/204_kerminscoudan.pdf</a></p> <p>佐賀県 統括本部 危機管理・広報課 電話0952-25-7008 Fax0952-25-7289</p> <p>佐賀県 健康福祉本部 健康増進課 電話0952-25-7075 Fax0952-25-7268</p> <p>未発生期＝新型コロナウイルス発生時に、県民からの発熱相談に対応するため、電話回線の増設等「発熱コールセンター」設置に係る各種設備整備について、必要な準備を行い、感染した場合や感染を疑う場合には、速やかにこの「発熱コールセンター」に相談するよう事前の周知を行う。また、健康増進課、危機管理・広報課、保健福祉事務所等は、県民からの新型コロナウイルスについての相談について対応を行い、県民の不安解消に努める。併せて、市町に対しても「電話相談窓口」の設置の検討の要請を行う。</p> <p>海外発生疑い期＝健康増進課、危機管理・広報課、保健福祉事務所等において適宜相談対応を行い、県民の不安解消に努める。また、新型コロナウイルス疑い事業の発生を覚知し、かつ情報連絡室を24時間体制に移したときは、「発熱コールセンター」設置のための最終作業を速やかに行ない、併せて、市町に対しても「電話相談窓口」の設置準備の要請を行う。</p> <p>海外発生期＝県庁及び各地域対策本部に、「発熱コールセンター」を設置し、新型コロナウイルスに関する県民からの相談に応じる。また、「発熱コールセンター」を設置したことを積極的に広報し、また、感染した場合や感染を疑う場合には、必ずこの「発熱コールセンター」に相談するよう広く周知を行う。さらに、市町に対して「電話相談窓口」の設置準備の要請を行う。</p> <p>国内発生早期／県内発生早期＝「発熱コールセンター」の充実を図る。(電話回線の増、相談人員の確保、相談受付時間の拡充、必要に応じ24時間体制へ移行)また、国内発生早期に市町に対して「電話相談窓口」の設置の要請を行う。</p> <p>県内感染拡大期／県内まん延期／県内回復期＝「発熱コールセンター」の運営を継続する。また、市町に対して「電話相談窓口」の継続を要請する。小康期＝「発熱コールセンター」を縮小する。また、市町に対して「電話相談窓口」の縮小を要請する。</p>	<p><a href="https://www.pref.saga.lg.jp/web/_23893.html#senta">https://www.pref.saga.lg.jp/web/_23893.html#senta</a></p> <p>新型コロナウイルス情報</p> <p>佐賀県 統括本部 危機管理・広報課 電話0952-25-7008 Fax0952-25-7289</p> <p>佐賀県 健康福祉本部 健康増進課 電話0952-25-7075 Fax0952-25-7268</p> <p>・特徴的な取り組み ○佐賀県独自の定義 ○発熱コールセンターの設置 ○医療機関・薬局との協力 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ○学校への臨時休業の要請 ○県民からの相談の実施 ○事業者への要請</p> <p>・県独自の発生段階を加えて対策を行います。○「発生疑い期」○「県内発生早期(隣県含む)」</p> <p>・発熱コールセンターを設置します。</p> <p>・発熱コールセンター(0120-82-1025)は、新型コロナウイルスに感染したかかとも思ったときに、まず電話をしていただくところです。</p> <p>・「発熱外来」や「発熱対応薬局」を設置します。</p> <p>・医療提供体制(新型コロナウイルス専用)を設置します。</p> <p>・薬局の体制(新型コロナウイルス専用)を設置します。</p> <p>・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進めます。</p> <p>・県内(隣県含む)発生で学校の臨時休業を要請します。</p> <p>・県民からの相談を実施します。</p> <p>・事業者による事業継続計画の策定を要請します。</p> <p>・佐賀県新型コロナウイルス対応ハンドブック(PDF 703KB)</p> <p><a href="http://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0024/2790/ken_h.pdf">http://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0024/2790/ken_h.pdf</a></p> <p>・佐賀県教育委員会新型コロナウイルス対応行動計画</p> <p><a href="http://www.pref.saga.lg.jp/web/kyouku_pandemic-flu.html">http://www.pref.saga.lg.jp/web/kyouku_pandemic-flu.html</a></p>

都道府県における相談窓口

42	長崎県	平成17年12月 改訂：平成20年3月	<p>《保健所における発熱相談専用電話の設置準備》新型インフルエンザ発生時（フェーズ4A）において、発熱相談窓口として、速やかに発熱相談専用電話を設置する準備を行う（保健所）。</p> <p>《市町における住民相談窓口の設置準備》市町に対し、新型インフルエンザ発生時に、速やかに住民からの相談窓口を設置する準備を行うよう要請する（県医療政策課・保健所）。</p> <p>フェーズ4A・5A＝〔相談窓口の設置〕県においては保健所へ電話相談窓口（電話）を設置し、主として発熱相談に応じる体制を整える（県医療政策課・保健所）。市町に対し、相談窓口の設置を要請・稼働を要請し、地域住民の幅広い相談を受理する体制を整える（県医療政策課・保健所）。</p>	<p>行動計画〔相談窓口の設置〕</p> <p><a href="http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/kodo.pdf">http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/kodo.pdf</a></p>	<p>HP・リーフレット等による掲載</p> <p><a href="http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/sir-index.htm">http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/sir-index.htm</a></p>
			<p>〔新型インフルエンザについて〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Q&amp;A（長崎県医療政策課並びに最寄りの保健所において随時ご相談を受け付けておりますのでお気軽にお尋ね下さい。）</li> <li>・長崎県新型インフルエンザ対策行動計画（第2版）</li> <li>・長崎県新型インフルエンザガイドライン</li> <li>・お知らせ＝新型インフルエンザ基礎知識、新型インフルエンザパンフレット、新型インフルエンザの「お知らせ」（日本語版、韓国語版、中国語版、英語版）</li> <li>・関連情報へのリンク</li> </ul> <p><a href="http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/iyoho.pdf">http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/iyoho.pdf</a></p> <p>情報提供・共有（リスク・コミュニケーション）に関するガイドライン</p> <p>〔新型インフルエンザ発生以降の対応〕</p> <p>県の対応＝相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所に発熱相談窓口を設置する。</li> <li>○県医師会との連携のもと医療機関の相談に対応する。</li> <li>○市町における対応</li> <li>○住民向けの市町相談窓口を設置し住民への周知を図る。保健所の発熱相談センターとも連携を図る。</li> </ul>		

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
42	長崎県		<p><a href="http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/_bisiki08.pdf">http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/_bisiki08.pdf</a></p> <p>新型インフルエンザ基礎知識〔2008年7月8日、長崎県医療政策課〕          【相談窓口】新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザを含む、インフルエンザに関する相談は、下記10保健所（表4）で対応しています。ご心配なことがあれば、どんなことでもいいですから、必ず保健所に電話でご相談してください。また、家さんや愛玩鳥（ペット）の異常死など、トリや動物のインフルエンザに関する健康相談や、家さんや愛玩鳥（ペット）に対する鳥インフルエンザ予防対策に関する相談は、家畜保健衛生所（表5）におたずねください。          【各地域の保健所】          長崎市保健所 長崎市桜町6-3 (095)829-1153 [夜間:095-829-5151]          佐世保市保健所 佐世保市高砂町5-17 (0956)25-9646 [夜間:0956-24-1111]          西彼保健所 長崎市滑石1丁目9-51 (095)856-0691          県央保健所 諫早市栄田町26-49 (0957)26-3304          県南保健所 島原市新田町347-9 (0957)62-3287          県北保健所 平戸市田平町里免1126-1 (0950)57-3933          五島保健所 五島市福江町7-2 (0959)72-3125          上五島保健所 南松浦郡新上五島町有川郷2254-17 (0959)42-1121          香枝保健所 香枝市郷ノ浦町本村620-5 (0920)47-0260          対馬保健所 対馬市藤原町宮谷224 (0920)52-0166</p> <p><a href="http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/_sirase.n.pdf">http://www.pref.nagasaki.jp/iryou/singata/_sirase.n.pdf</a></p> <p>新型インフルエンザについてお知らせします[長崎県医療政策課]          ・新型インフルエンザにかかったかと思ったら？          すぐにご寄りの保健所（表1）または医療機関（表2）に電話連絡してください。          長崎市保健所 (095)829-1153、佐世保市保健所 (0956)25-9646、西彼保健所 (095)856-0691、県央保健所 (0957)26-3304、県南保健所 (0957)62-3287、県北保健所 (0950)57-3933、五島保健所 (0959)72-3125、上五島保健所 (0959)42-1121、香枝保健所 (0920)47-0260、対馬保健所 (0920)52-0166</p>

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
43 熊本県	<p>改訂中</p> <p>フェーズ2B＝県内の養鶏場等において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、相談窓口を開設する。(健康福祉部、環境生活部、農政部)</p> <p>○ 県民からの総合相談窓口：環境生活部 食の安全・消費生活課</p> <p>○ 専門相談窓口(家さんへの感染関係)：農政部 畜産振興課、畜産衛生課</p> <p>○ 専門相談窓口(人への感染関係)：健康福祉部 健康危機管理課及び各保健所</p> <p>フェーズ3A・3B＝県内の養鶏場等において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、相談窓口を開設する。(健康福祉部、環境生活部、農政部)</p> <p>○ 県民からの総合相談窓口：環境生活部 食の安全・消費生活課</p> <p>○ 専門相談窓口(家さんへの感染関係)：農政部 畜産振興課、畜産衛生課</p> <p>○ 専門相談窓口(人への感染関係)：健康福祉部 健康危機管理課及び各保健所</p> <p>フェーズ4A・4B＝〔相談窓口の設置〕新型インフルエンザに関する県民からの相談窓口を健康危機管理課及び各保健所等に設置し、適切な情報提供ができる体制を整える。あわせて、Q&amp;A等を作成する(健康福祉部)。</p> <p>○ 国の新型インフルエンザ対策への意見等に対する電話対応のための、専任者を配置する(厚生労働省)。</p> <p>○ 自治体からの相談に対応する窓口を設置し、専任者を配置する(厚生労働省)。</p> <p>○ 医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を開設する(厚生労働省)。</p> <p>フェーズ5A＝〔相談窓口の充実〕パンデミックに向けて、健康危機管理課及び各保健所の新型インフルエンザに関する相談窓口を充実する(健康福祉部)。国が設置する以下の窓口について、関係機関等へ周知する。</p> <p>○ 国の新型インフルエンザ対策への意見等に対する電話対応のための、専任者を配置する(厚生労働省)。</p> <p>○ 自治体からの相談に対応する窓口を設置し、専任者を配置する(厚生労働省)。</p> <p>○ 医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を開設する(厚生労働省)。</p> <p>フェーズ5B＝〔相談窓口の充実〕パンデミックに備え、健康危機管理課及び各保健所等の新型インフルエンザに関する相談窓口を充実する(健康福祉部)。</p>	<p>http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/32/new-infuru.html</p> <p>新型インフルエンザ対策について 更新日：2009年1月1日 健康危機管理課 代表 Tel:096-333-2239 代表 Fax:096-387-0167</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザは、普通のインフルエンザとは違います！</li> <li>・新型インフルエンザは、まだ発生しておりません！(鳥インフルエンザとは違います！)</li> <li>・鳥のインフルエンザウイルスの流行拡大によって、人の新型インフルエンザ出現の可能性が高まっています。</li> <li>・新型インフルエンザについて過度の心配は不要ですが、警戒は必要です。</li> <li>・新型インフルエンザの症状は、普通の風邪から、下痢、肺炎まで多様です。</li> <li>・通常のインフルエンザに有効な、手洗い・うがい、栄養・休養といった一般的な予防方法が、新型インフルエンザにも有効です。</li> <li>・通常の予防接種は、普通のインフルエンザウイルスには有効ですが、新型インフルエンザへの効果は今のところ不明です。</li> <li>・新型インフルエンザに有効といわれている薬があります。</li> </ul>	

都道府県における相談窓口

	制定	行動計画(相談窓口の設置)	HP・リーフレット等による掲載
	44 大分県 2版：平成19年12月	<p><a href="http://www.pref.oita.jp/12200/inf_taisaku/pdf/keikaku2.pdf">http://www.pref.oita.jp/12200/inf_taisaku/pdf/keikaku2.pdf</a></p> <p>国内外生期(レベル2)＝新型コロナウイルス対策への意旨や情報等に対する電話対応のための専任者を大分県新型コロナウイルス対策本部に配置する。医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する。県民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁、保健所等に設置し、適切な情報提供を行う。</p> <p>健康対策課097-506-2669          別府県民保健福祉センター0977-67-2511          別府県民保健福祉センター一日出保健支所0977-72-2918          別府県民保健福祉センター由布保健支所097-582-0660          佐伯県民保健福祉センター0972-22-0562          豊後大野県民保健福祉センター0974-22-0162          日田玖珠県民保健福祉センター0973-23-3133          宇佐豊後高田県民保健福祉センター玖珠保健支所0973-72-1150          宇佐豊後高田県民保健福祉センター宇佐保健福祉部0978-32-1350          宇佐豊後高田県民保健福祉センター豊後高田保健部0978-22-3185          国東保健所0978-72-1127          臼杵保健所0972-62-9171          竹田保健所0974-63-2187          中津保健所0979-22-2210          大分市保健所097-536-2562</p> <p>国内発生期(レベル3)＝医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する。県民からの一般的な問い合わせに対応するために保健所等に窓口を設置し適切な情報提供を行う。</p> <p>県内発生期(レベル4)～流行終息期＝新型コロナウイルス対策への意見や情報等に対する電話対応のために大分県新型コロナウイルス対策本部に配置した専任者を増員し、対応を強化する。医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を強化する。県民からの一般的な問い合わせに対応するために設置した保健所等の窓口を強化し、適切な情報提供を行う。</p>	<p><a href="http://www.pref.oita.jp/12200/inf_taisaku/index.html">http://www.pref.oita.jp/12200/inf_taisaku/index.html</a></p> <p>HP・リーフレット等による掲載</p> <p>大分県の新型コロナウイルス対策関連情報          福祉保健部 健康対策課 電話：097-506-2669 E-mail: a12200@pref.oita.lg.jp</p> <p>・新型コロナウイルスとは          ・Q&amp;A <a href="http://www.pref.oita.jp/12200/inf_taisaku/qanda.html">http://www.pref.oita.jp/12200/inf_taisaku/qanda.html</a>          ・備えよう新型コロナウイルス          家庭でできる新型コロナウイルス対策          事業者(職場)の新型コロナウイルス対策          社会福祉施設等における新型コロナウイルス対策</p> <p>新型コロナウイルスに関するお問い合わせは、下記まで。          福祉保健部健康対策課(097-506-2669)または、最寄りの県民保健福祉センター・保健所へ。          別府県民保健福祉センター 0977-67-2511          佐伯県民保健福祉センター 0972-22-0562          大野県民保健福祉センター 0974-22-0162          日田玖珠県民保健福祉センター 0973-23-3133          宇佐豊後高田県民保健福祉センター(宇佐) 0978-32-1350          国東保健所 0978-72-1127          臼杵保健所 0972-62-9171          竹田保健所 0974-63-2187          中津保健所 0979-22-2210          大分市保健所 097-536-2222          福祉保健部健康対策課 097-506-2669</p>

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
45	宮崎県 平成21年1月23日 策定	<p><a href="http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/kenko/influenza/index.html">http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/kenko/influenza/index.html</a></p> <p>新型インフルエンザ対策行動計画 宮崎県福祉保健部健康増進課</p> <p>前段階未発生期＝〔相談窓口の設置〕① 本庁及び各保健所に、発熱相談センターを設置する体制を検討する。(健康増進課)② 市町村に対して、住民相談窓口の設置の検討を要請する。(健康増進課)</p> <p>第一段階海外発生期＝〔相談窓口の設置〕① 発熱相談センターを本庁(24時間体制)及び各保健所に設置し、住民に適切に情報提供を行うとともに不安解消に努める。(健康増進課、保健所)② 市町村に対して、住民の不安を解消するため住民相談窓口の設置を要請する。(健康増進課)</p> <p>第二段階国内発生早期＝〔相談窓口の設置〕① 発熱相談センターを本庁(24時間体制)及び各保健所に設置し、住民に適切に情報提供を行うとともに不安解消に努める。(健康増進課、保健所)② 市町村に対して、住民相談窓口の設置を要請する。(健康増進課、保健所)</p> <p>第三段階感染拡大期／まん延期／回復期＝〔相談窓口の充実〕① 本庁(24時間体制)及び各保健所に設置した発熱相談センターを充実させ、住民に適切に情報提供を行うとともに不安解消に努める。(対策本部、健康増進課)② 市町村に対して、住民の不安を解消するため住民相談窓口の設置を要請する。(対策本部、健康増進課)</p> <p>第四段階小流行＝〔相談窓口の充実〕① 本庁(24時間体制)及び各保健所に設置した発熱相談センターを縮小・廃止する。(対策本部、関係各課)② 市町村の住民相談窓口を縮小・廃止する。(対策本部、関係各課)</p>	<p><a href="http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/kenko/influenza/about.htm">http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/kenko/influenza/about.htm</a></p> <p>新型インフルエンザ対応指針 福祉保健部 健康増進課 電話:0985-26-7078 FAX:0985-26-7336 E-mail:kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針</li> <li>・危機管理組織</li> <li>・情報の収集</li> <li>・県民等への情報提供</li> <li>・医療体制</li> <li>・新型インフルエンザワクチンの接種</li> <li>・検査体制の確保</li> <li>・感染拡大防止</li> <li>・保健所の対応</li> </ul>

都道府県における相談窓口

	制定	行動計画(相談窓口の設置)	HP・リーフレット等による掲載
46	鹿児島県 平成17年12月	<p><a href="http://www.pref.kagoshima.jp/~filemst/_97/koudoukaikaku.pdf">http://www.pref.kagoshima.jp/~filemst/_97/koudoukaikaku.pdf</a></p> <p>保健所・相談窓口の設置＝フェーズ4A・4B・4C・5A・5B・5C・6A・6B・6C フェーズ4A・5A・6A＝電話相談窓口の設置 フェーズ4C・5C＝電話相談窓口開設(専用窓口設置)。診療情報(電話相談窓口の開設(専用相談窓口の設置)) フェーズ6C＝電話相談窓口開設(専用窓口設置)。診療情報(電話相談窓口の開設(専用相談窓口の設置))</p> <p>一般的な情報－海外・県外発生時(フェーズ4A以上)には、相談窓口を設置する。 県庁健康増進課099-286-2724 指宿保健所0993-23-3854 加世田保健所0993-53-2315 伊集院保健所099-273-2332 川薩保健所0996-23-3165 出水保健所0996-62-163 大口保健所0995-22-2111 始良保健所0995-42-0480 志布志保健所0997-46-2024 鹿屋保健所0994-43-3107 西之表保健所0997-22-0777 屋久島保健所0997-52-5411 徳之島保健所0997-82-0149 保健所099-258-2321</p> <p>診療情報－新型コロナウイルス感染症危機管理班099-286-2724 合わせても対応する。</p> <p>保健所における対応 フェーズ4A・4B・5A・5B・6A・6B＝地域住民からの相談等に対応できるような体制を整える。 フェーズ4C・5C＝住民の健康不安に対応するため、相談窓口を設置する。 フェーズ6C＝住民の健康不安に対応するため、相談窓口を設置する。</p>	<p><a href="http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/kenko-iryu/kansen/new/index.html">http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/kenko-iryu/kansen/new/index.html</a></p> <p>HP・リーフレット等による掲載</p> <p>新型コロナウイルス関連情報 ・新型コロナウイルスについて 健康増進課 電話番号：099-286-2714 FAX：099-286-5556 メールアドレス：health@pref.kagoshima.lg.jp ・個人の対策 新型コロナウイルスがかなと思ったら 保健所(発熱相談センター設置予定場所)連絡先一覧 指宿保健所 0993-22-2171、加世田保健所 0993-53-2315、伊集院保健所 099-273-3111、 川薩保健所 0996-23-3165、出水保健所 0996-63-3111、大口保健所 0995-23-5103、始良保健所 0995-44-7800、志布志保健所 099-472-1021、鹿屋保健所 0994-43-3121、西之表保健所 0997-22-1131、屋久島保健所 0997-46-2024、名瀬保健所 0997-52-5411、徳之島保健所 0997-82-0149 ・職場での対策 ・鹿児島県の対策 ・鹿児島県新型コロナウイルス感染症4以降の各種対応ガイドライン一覧</p> <p><a href="http://www.pref.kagoshima.jp/~filemst/_15614/H5N1f-3.pdf">http://www.pref.kagoshima.jp/~filemst/_15614/H5N1f-3.pdf</a></p> <p>鹿児島県インフルエンザ(H5N1)対応マニュアルフェーズ3－</p> <p>平常時は、人への感染に関する相談に応じるため、各保健所において県民からの相談に応じる体制を整える。なお、平常時の県民からの新型コロナウイルスに関するお問い合わせについては、「新型コロナウイルスについてのQ&amp;A(鹿児島県)」により対応する。 県内で鳥インフルエンザが発生した場合など緊急時においては、平常時の体制を強化し、さらに人への感染防止対策の一環として窓口設置の開設を公表するものとする。設置場所＝保健福祉部健康増進課及び各保健所 保健福祉部健康増進課099-286-2724、指宿保健所0993-23-3854、加世田保健所0993-53-2315、伊集院保健所099-273-2332、川薩保健所0996-23-3165、出水0996-62-1636、大口保健所0995-23-5103、始良保健所0995-44-7956、志布志099-472-1021、鹿屋保健所0994-43-3107、西之表0997-22-0777、屋久島0997-46-2024、名瀬0997-52-5411、徳之島0997-82-0149</p> <p>※ 県民からの相談は、人への感染に関するもののほか、愛玩鳥に関するものが想定されるため、保健所においては感染症対策担当課及び衛生課が、本庁においては健康増進課が連携して対応する。</p>

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画(相談窓口の設置)	HP・リーフレット等による掲載
47	<p>沖縄県</p> <p>平成17年12月 改訂：平成19年12月</p>	<p><a href="http://www3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/15892_04kakuron.pdf">http://www3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/15892_04kakuron.pdf</a></p> <p>フェーズ4A・4B＝保健所に相談窓口を設置する(福祉保健部)。医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する(福祉保健部)。</p> <p>フェーズ5A＝(相談窓口の充実)パンデミックに備えて、本庁及び保健所の相談窓口を充実する(福祉保健部、感染症対策班)。医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する(福祉保健部)</p> <p>フェーズ5B・6A＝パンデミックに備えて、本庁及び保健所の相談窓口を充実する(福祉保健部、知事公室)。医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する(福祉保健部)</p>	<p><a href="http://www3.pref.okinawa.jp/site/view_cateview.jsp?cateid=80">http://www3.pref.okinawa.jp/site/view_cateview.jsp?cateid=80</a></p>



〔資料2〕

政令都市等における相談窓口

政令都市等における相談窓口

	制定	行動計画・対応マニュアル	HP・リーフレット等
1	札幌市 平成20年4月14日	<p><a href="http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/f1down/kakuron.pdf">http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/f1down/kakuron.pdf</a></p> <p>フェーズ3A＝市民からの相談対応。保健所、保健センターにおいて、市民の電話相談等に対し、新型インフルエンザや感染症予防策に関する正しい知識を提供します。 フェーズ3B＝保健所、保健センターにおいて、市民の電話相談等に対し、高病原性鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ及びその感染予防策に関する正しい知識を提供します。 健康な市民の不安軽減、パニックの防止のため、札幌市コールセンターにおける対応について、協議・検討します。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】 フェーズ4A・4B・5A・5B・6A・6B＝相談窓口の設置→市民からの一般的な問い合わせに対応できる一次窓口として札幌市コールセンターを利用し、また、相談窓口を、保健所、保健センターに設置して、市民の電話相談等に対し、適切な情報提供を行います。【健康衛生部、保健所、区保健福祉部】 医療機関との連絡窓口→医療関係団体等との連携により、新型インフルエンザが疑われる患者受診時等の対応について、連絡窓口の開設等を検討します。【健康衛生部、保健所】</p>	<p><a href="http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/f26newinflu.html">http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/f26newinflu.html</a></p> <p>札幌市新型インフルエンザ対策行動計画を策定しました。2008年4月14日 お問い合わせ先 札幌市保健所感染症総合対策課 電話 011-622-5199</p> <p>・札幌市新型インフルエンザ対策行動計画 ・参考資料 札幌市新型インフルエンザ対策連絡会議設置要領 札幌市感染症対策連絡会議設置要領 札幌市感染症対策本部設置要領 鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係 用語解説 ・参考ページ一覧 【札幌市関係】札幌市感染症情報（札幌市衛生研究所） <a href="http://www.city.sapporo.jp/eiken/infect/index.htm">http://www.city.sapporo.jp/eiken/infect/index.htm</a> 【北海道関係】北海道保健福祉部健康推進課 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/lks">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/lks</a> 北海道立衛生研究所北海道感染症情報センター <a href="http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html">http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html</a></p>
2	(社団法人) 秋田県医師会 平成19年11月1日 現在	<p><a href="http://www.akita.med.or.jp/pdf/mfcode191101.pdf">http://www.akita.med.or.jp/pdf/mfcode191101.pdf</a></p> <p>秋田県医師会版 「新型インフルエンザ」フェーズ4からの医療体制(Ver 2) 平成19年11月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型イ」流行状況に応じた医療体制の確保</li> <li>・医療従事者の確保、パンデミックに備えるための研修・訓練の実施</li> <li>・医療資材の確保について</li> <li>・在宅医療について</li> <li>・患者搬送及び移送について</li> <li>患者搬送に必要な準備</li> <li>パンデミック発生時における患者搬送体制</li> <li>・医療施設におけるライフライン</li> </ul>	

政令都市等における相談窓口

	<p>制定</p>	<p>行動計画・対応マニュアル</p>	<p>HP・リーフレット等</p>
<p>3 仙台市</p>	<p>平成18年12月18日 2版:</p>	<p><a href="http://www.city.sendai.jp/syoubou/kikikanri/sin_full/pdf/sisin_hon.pdf">http://www.city.sendai.jp/syoubou/kikikanri/sin_full/pdf/sisin_hon.pdf</a></p> <p>〔市民相談体制〕          新型コロナウイルスの発生段階に応じ、必要性が高まると想定される内容について電話相談窓口を開設する。</p> <p>○健康相談窓口〔実施時期：フェーズD以降〕          フェーズDでは、感染予防の問い合わせや類似の症状を持つ従来型のインフルエンザや風邪等に感染した市民からの健康相談等が多数に上ることが想定されることから、これらの事案に対応した相談窓口を各区保健福祉センターに開設する。健康相談窓口の設置＝担当局 健康福祉局、関係局 各区。</p> <p>○総合相談窓口〔実施時期：フェーズG以降〕          フェーズGでは、健康相談に加え、生活支援相談等、また、後パンデミック期においては、生活再建に関する相談も想定される。この場合、相談件数がかなり多数にのぼるうえに、この段階においては、本市各部局も職員の欠席や他部局の応援等により最小限の人員で対応していることが想定されることから、包括的な相談窓口を開設し、市民相談の振り分け等を行うことにより、業務の効率的推進を図る。総合相談窓口の設置＝担当局 企画市民局、関係局 各局・区、健康相談窓口との連携体制の確保          担当局 消防局(危機管理室)関係局 企画市民局、健康福祉局。</p>	<p><a href="http://www.city.sendai.jp/syoubou/kikikanri/sin_full/">http://www.city.sendai.jp/syoubou/kikikanri/sin_full/</a></p> <p>仙台市の新型コロナウイルス対策への取り組み 平成19年4月2日更新          政策調整局危機管理室 電話 022-214-8519(直通)          健康福祉局保健衛生部保健医療課 電話 022-214-8029(直通)</p> <p>○仙台市の新型コロナウイルス対応にあたっての計画等の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスに関する基本的知識【PDF184KB】</li> <li>・新型コロナウイルス又は鳥インフルエンザへの感染が疑われる場合の判断基準【PDF85KB】</li> <li>・新型コロナウイルスの発生時における仙台市事業及び施設の取り扱いについてのガイドライン【PDF126KB】</li> <li>・仙台市施設における新型コロナウイルス対策のガイドライン【PDF234KB】</li> <li>・仙台市新型コロナウイルス広報計画【PDF189KB】</li> <li>○計画等の策定に向けた取り組み</li> <li>○本市の新型コロナウイルス対策における特徴的な取り組み</li> <li>○総合相談窓口の設置)パンデミック期には、多数の相談が本市に寄せられることが想定されますが、この段階においては、本市各部局も職員の罹患等により最小限の人員で対応していることが想定されることから、包括的な相談窓口を開設して、市民の利便性を可及的に低下させず効率的に業務を行うこととしていきます。</li> <li>○新型コロナウイルス情報</li> </ul> <p><a href="http://www.city.sendai.jp/kenkou/hokeniryou/influenza_s/">http://www.city.sendai.jp/kenkou/hokeniryou/influenza_s/</a>          仙台市健康福祉局保健衛生部保健医療課 Tel:022-214-8029 Fax:022-211-1915 Eメール:fuk005510@city.sendai.jp</p>

政令都市等における相談窓口

	<p>制定</p>	<p>行動計画・対応マニュアル</p>	<p>HP・リーフレット等</p>
<p>4 宇都宮市</p>	<p>3版：平成20年1月</p>	<p> <a href="http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/dbps_data/material/localhost/hokensho/hokenyobou/shingatakouidoukeikaku_souron.pdf">http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/dbps_data/material/localhost/hokensho/hokenyobou/shingatakouidoukeikaku_souron.pdf</a>  <a href="http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/dbps_data/material/localhost/hokensho/hokenyobou/shingatakouidoukeikaku_kakuron.pdf">http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/dbps_data/material/localhost/hokensho/hokenyobou/shingatakouidoukeikaku_kakuron.pdf</a>  <a href="http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/dbps_data/material/localhost/hokensho/hokenyobou/shingatakouidoukeikaku_sankoshiryu.pdf">http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/dbps_data/material/localhost/hokensho/hokenyobou/shingatakouidoukeikaku_sankoshiryu.pdf</a> </p> <p>                     フェーズ3B＝[相談窓口の設置]県民の不安解消や感染防止対策等に関する問い合わせに応じる「高病原性鳥インフルエンザ相談窓口」、「新型コロナウイルス相談窓口」機能を充実する(県内における鳥インフルエンザのトリートメント感染の確認及び県内でのトリの鳥インフルエンザの両方発生を受けて、鳥インフルエンザに関する相談窓口をさらに強化し、正しい知識及び対策の普及を行い、無用な社会混乱の防止に努める)。(保健予防課)                      フェーズ4A＝[相談窓口の拡充]新型コロナウイルスの国外発生を受け、市民の不安解消や感染防止対策等の周知のため、必要に応じ、フェーズ3Aで設置した相談窓口を拡充し、受付時間を24時間として対応することとする。「新型コロナウイルス対策Q&amp;A」を情報として改定し、引き続き市民への正しい知識の普及、推奨する感染予防対策の周知、徹底を図る。(保健予防課)                      フェーズ4B＝[相談窓口の拡充]新型コロナウイルスの国外発生を受け、市民の不安解消や感染防止対策等の周知のため、必要に応じ、フェーズ3Aで設置した相談窓口を拡充し、受付時間を24時間として対応することとする。(保健予防課)                      フェーズ5A＝[相談窓口の拡充]新型コロナウイルスの国外発生を受け、市民の不安解消や感染防止対策等の周知のため、必要に応じ、フェーズ3Aで設置した相談窓口を拡充し、受付時間を24時間として対応することとする。「新型コロナウイルス対策Q&amp;A」を情報として改定し、引き続き市民への正しい知識の普及、推奨する感染予防対策の周知、徹底を図る。(保健予防課)                      フェーズ5B＝[相談窓口の拡充]新型コロナウイルスの国外発生を受け、市民の不安解消や感染防止対策等の周知のため、必要に応じ、フェーズ3Aで設置した相談窓口を拡充し、受付時間を24時間として対応することとする。「新型コロナウイルス対策Q&amp;A」を情報として改定し、引き続き市民への正しい知識の普及、推奨する感染予防対策の周知、徹底を図る。(保健予防課)                 </p> <p>                     フェーズ6A＝[相談窓口の拡充]新型コロナウイルスの国外発生を受け、市民の不安解消や感染防止対策等の周知のため、必要に応じ、フェーズ3Aで設置した相談窓口を拡充し、受付時間を24時間として対応することとする。「新型コロナウイルス対策Q&amp;A」を情報として改定し、引き続き市民への正しい知識の普及、推奨する感染予防対策の周知、徹底を図る。(保健予防課)                      フェーズ6B＝[相談窓口の拡充]市民の不安解消や感染防止対策等の周知方法として、必要に応じ、相談窓口をさらに拡充するとともに、相談受付の24時間体制を継続する。＝三小床状態＝市民からの相談状況に応じて、24時間体制から時間帯を再検討(必要に応じて縮小)する。(保健予防課)                      後バンデミック期＝相談窓口についても、流行後のこころのケアについても対応する必要があることから、体制を縮小し、当分の間、継続して開設しておく。(保健予防課、健康増進課)                 </p>	<p> <a href="http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kenko/kansensho/000759.html">http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kenko/kansensho/000759.html</a> </p> <p>                     新型コロナウイルスについて                      宇都宮市保健所 保健予防課                      住所：〒321-0974 宇都宮市竹林町972                      電話番号：028-626-1114                 </p> <p>                     ・新型コロナウイルスとは何ですか？                      ・これまでに新型コロナウイルスの流行はありましたか？                      ・新型コロナウイルスは、どのようにして発生するのですか？                      ・新型コロナウイルスに感染した場合、どのような症状が出るのですか？                      ・通常のインフルエンザの予防接種は、新型コロナウイルスに効果がありますか？                      ・新型コロナウイルスを防ぐにはどうしたらいいですか？                      ・宇都宮市新型コロナウイルス対策行動計画                      ・新型コロナウイルスに関する相談窓口                      日時：月曜日から金曜日                      受付時間：午前8時30分から午後5時まで                      問い合わせ先：保健所保健予防課 電話028-626-1114                 </p>